

受理年月日	令和2年9月30日	付託年月日	令和2年10月9日	所管委員会	教育子ども委員会
番号	2 年 請 願 第 1 7 号				
件名	公立夜間中学校の設置について				
請願者	糟屋郡篠栗町和田 908-137 福岡市に公立夜間中学校をつくる会 木村 政伸 外 3人				
紹介議員	山口(剛)筆頭、尾花、高木、大坪、松野、篠原、古川、川上(多)、勝山、黒子、大石、落石、宮浦、中山、松尾、山口(湧)、倉元、綿貫、堀内、荒木、森(あ)				
分割付託	なし				
要 旨	<p>義務教育は、全ての人にとってこの社会で生きていくために欠かすことのできないものです。日本国憲法は、基本的人権として第 26 条で義務教育を受ける権利を定めています。しかし、戦中、戦後の混乱期の中で学校に行けなかった人や病気、貧困、家庭の事情等により義務教育を終えていない人たちが存在しています。また、不登校などにより中学校を形式的に卒業したものの、学び直しのために学びの場を求めている人たちも多くいます。</p> <p>文部科学省は、平成 28 年 12 月 7 日に成立した、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）を受け、全ての都道府県及び政令市に夜間中学を少なくとも 1 校は設置することを求めています。現在、10 都府県に 34 校が設置され、全国でも設置の動きが進められていますが、福岡をはじめとして九州には 1 校もありません。</p> <p>よって、以下の事項を請願します。</p> <p>1. 九州及び福岡県の基幹都市として、日本社会で生きるために必要な力を獲得するための学びや学び直しを求めている人たちが学べる場である公立夜間中学校を設置すること。</p>				
審 査	令和 年 月 日	結 果	委員会		
年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日		
	令和 年 月 日		本会議 令和 年 月 日		

令和2年9月30日

福岡市議会議長

阿部真之助 様

請願者

福岡市に公立夜間中学校をつくる会

〒811-2414	福岡県糟屋郡篠栗町和田 908-137	木村 政伸
〒812-0038	福岡市博多区祇園町 4-9	栗山 俊之
〒811-0215	福岡市東区高美台 4丁目 10-3	大塚 正純
〒813-0025	福岡市東区青葉 5丁目 23-17	北島 和美



請願の趣旨

義務教育は、すべての人にとってこの社会で生きていくために欠かすことのできないものです。日本国憲法は、基本的人権として第 26 条で義務教育を受ける権利を定めています。しかし、戦中・戦後の混乱期の中で学校に行けなかった人や病気・貧困・家庭の事情等により義務教育を終えていない人たちが存在しています。また、不登校などにより中学校を形式的に卒業したものの学び直しのために「学びの場」を求めている人たちも多くいます。

国・文部科学省は、平成 28 年 12 月 7 日に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）を受け、全ての都道府県および政令市に少なくとも 1 校を設置することを求めています。現在、公立夜間中学校は 10 都府県に 34 校が設置され、全国でも設置の動きが進められていますが、福岡をはじめとして九州には 1 校もありません。

私たちは、日本社会で生きるために必要な力を獲得するための学びや学び直しを求めている人たちが学べる場としての「公立夜間中学校」の設置を福岡市に求めます。

請願事項

1. 九州および福岡県の基幹都市として、福岡市に公立夜間
中学を設置すること。